

ふじみ野市子どもいじめ防止条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 いじめの防止等に関する基本的施策（第9条—第12条）

第3章 重大事態への対処（第13条—第14条）

第4章 見直し（第15条）

第5章 雑則（第16条）

附則

子どもは、それぞれが一人の人間としてかけがえのない存在であり、次代の社会を担う大切な宝です。

子どもの心と体に苦しみや痛みをもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を著しく侵害するものです。いじめから子どもたちを守るためには、学校とともに、社会全体で子どもたちが健やかに成長できる環境を整えていく必要があります。

ふじみ野市は、一人ひとりのいのちを大切にし、相互に尊重し合う社会の実現のため、いじめを許さない文化と風土を市全体で作し、いじめの根絶に取り組みます。

何人もいじめを行ってはならないという姿勢を全ての市民と共有し、子どもが安心して生活し、健やかに成長することができるいじめのないまちの実現を目指し、ここにふじみ野市子どもいじめ防止条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等に関する基本理念を定め、市及び市立学校の責務並びに保護者、市民等及び地域団体の役割を明らかにし、いじめの防止等のための施策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもに対して、当該子どもと一定の人間関係にある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを利用して行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 子ども 市内に在住する者のうち学校に在籍するもの及び市外に在住する者のうち市内の学校に在籍するものをいう。

- (3) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- (4) 市立学校 ふじみ野市立学校設置条例（平成17年ふじみ野市条例第59号）第2条に規定する小学校及び中学校をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者をいう。
- (6) 市民等 市内に居住する者、市内で就労又は就学する者（第2号に規定する子どもを除く。）及び市内で事業を営む者をいう。
- (7) 地域団体 子どもに関わる市内の法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 市長、ふじみ野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、市立学校、保護者、市民等及び地域団体は、子どもが安心して生活及び学習することができる環境を作るため、市立学校を中心にそれぞれの役割等により、主体的かつ協働して、いじめの防止等に取り組むものとする。

2 子どもは、自分を大切に想うこと及び互いに相手を認め合うことにより、進んでいじめのない人間関係の構築に努めるものとする。

（市の責務）

第4条 市長及び教育委員会（以下「市」という。）は、前条に規定する基本理念により、いじめの防止等及び解決を図るため必要な施策及び措置を講じなければならない。

2 市は、子どもをいじめから守るために、市立学校、保護者、市民等及び地域団体との密接な連携を図らなければならない。

3 市は、いじめに関して常に情報収集に努めるものとする。

4 市は、いじめの防止等のために必要な事項、実施状況の調査、研究及び検証を行った結果を公表しなければならない。

5 教育委員会は、市立学校におけるいじめの未然防止を図るため、研修会等を通じ市立学校の教職員の指導力の向上に努めるものとする。

6 教育委員会は、法第24条の規定により、市立学校からのいじめに関する報告を受けた場合、いじめを受けた子ども（市立学校に在籍する子どもに限る。次条及び第10条第2項において同じ。）の救済に全力で取り組むため、市立学校への支援及び指導を行うとともに、必要な調査を行わなければならない。

7 市は、市立学校以外の学校に在籍する子どもについても、いじめに関し必要な措置を講ずるものとする。

（市立学校の責務）

第5条 市立学校は、教育活動を通じて、子どもに生命を大切にする心及び人権を守ろうとする心を育成するものとする。

2 市立学校は、いじめを予防するために早期にいじめを発見するための体制及び子どもが安心して相談することができる環境を整えなければならない。

- 3 市立学校は、子どもがいじめについて主体的に考え、いじめを防止する行動ができるよう取り組まなければならない。
- 4 市立学校は、いじめに関する実態調査を定期的実施し、当該結果を市及び保護者に報告しなければならない。
- 5 市立学校は、いじめを把握した場合は、その解決に向け速やかに当該学校全体で組織的な対応を講じ、いじめを受けた子どもを守るとともに、当該内容を教育委員会及びいじめを受けた子どもの保護者に報告しなければならない。
- 6 市立学校は、いじめを行った子どもに対する指導又はその保護者に対する助言を行うものとする。
- 7 市立学校は、法第22条に規定するいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(保護者の役割)

- 第6条 保護者は、子どもの心情の理解に努め、子どもが心身ともに安心し、及び安定して過ごせるよう愛情をもって子どもを育むよう努めるものとする。
- 2 保護者は、いじめを正しく認識するとともに、子どもに対し、いじめは許されない行為であることを十分に理解させるよう努めるものとする。
 - 3 保護者は、市立学校が行ういじめの防止等に対する取組に協力するよう努めるものとする。

(市民等及び地域団体の役割)

- 第7条 市民等及び地域団体は、地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行うとともに、子どもが安心して過ごせる環境を作るよう努めるものとする。
- 2 市民等及び地域団体は、市及び市立学校が講じるいじめの防止等のための施策に協力するよう努めるものとする。
 - 3 市民等及び地域団体は、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると認めた場合には、市及び市立学校に相談、通報又は情報提供(以下「相談等」という。)をするよう努めるものとする。

(財政措置)

- 第8条 市長は、この条例の目的を達成するため、必要な財政措置を講ずるものとする。

第2章 いじめの防止等に関する基本的施策

(いじめの防止等に関する基本方針)

- 第9条 市は、第3条に規定する基本理念により、子どもが安心して生活及び学習することができるいじめのない社会の構築を推進するため、いじめの防止等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 市は、基本方針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(いじめの防止等の啓発)

- 第10条 市は、子どもをいじめから守り、社会全体でいじめの防止等への取組を推進するため、いじめの防止等の啓発に関する広報活動を行うものとする。

2 市立学校は、全ての教育活動を通じ、人権教育を推進するとともに、子どもが主体的にいじめの防止等に向けた活動を行えるよう指導及び支援を行うものとする。

(相談体制の整備)

第11条 教育委員会は、子ども、保護者その他いじめの防止等に関わる者が安心して相談等ができるよういじめに関する専門的な相談体制を整えるものとする。

(ふじみ野市いじめゼロ連絡協議会)

第12条 教育委員会は、法第14条第1項の規定により、ふじみ野市いじめゼロ連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 地域団体との連携

(2) 基本方針に基づくいじめ防止に関する調査、研究及び施策の推進

(3) 基本方針に定める内容の点検及び見直しに係る意見聴取

(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

3 協議会は、地域団体の代表者、関係行政機関の職員及び教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する委員14人以内で組織する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 協議会は、教育委員会が必要と認めるときは、会議の結果を地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4に規定する総合教育会議に報告するものとする。

第3章 重大事態への対処

(重大事態への対処)

第13条 市は、法第28条第1項に規定する重大事態が発生したときは、迅速かつ組織的に対処するものとする。

(ふじみ野市いじめ調査委員会)

第14条 市長は、法第30条第2項に規定する附属機関として、ふじみ野市いじめ調査委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 重大事態が発生した場合の当該重大事態に係る必要な事項の調査に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が当該重大事態に関し必要と認めること。

3 委員会は、学識経験を有する者及び法律、心理等に関する専門的な知識を有する者のうちから、市長が委嘱する委員5人以内で組織する。

4 委員の任期は、市長が必要と認める期間とする。

第4章 見直し

(見直し)

第15条 市長は、子どもを取り巻く環境の変化に照らしてこの条例の見直しを図るものとする。

第5章 雑則

(その他)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。